

## 内子町公告第14号

「内子町共助型ライドシェア導入実証業務」事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

「内子町共助型ライドシェア導入実証業務」事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

内子町長 小野植 正久

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 「内子町共助型ライドシェア導入実証業務」
- (2) 業務内容 別記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限額 6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 事業担当課

〒795-0392

愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町役場 総務課 管財係

電話 0893-44-6150（直通）

E-mail soumu-g@town.uchiko.ehime.jp

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度内子町入札参加資格者名簿に登載済みの者または契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は組織でないこと。

- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体又は組織でないこと。
- (4) 構成員に内子町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体又は組織でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。
  - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (7) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は内子町の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税の未納及び滞納がないこと。
- (9) 過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度まで）に、公共ライドシェア導入実証に関する業務（受託以外を含む。）の実績があること。

#### 4 参加資格確認申請

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、添付書類とともに提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日（月）17 時 15 分
- (2) 提出先 上記 2 の事業担当課へ電子メール（PDF 形式）にて提出。
- (3) 参加資格確認結果の通知  
令和 7 年 6 月 25 日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式 2）により通知する。

#### 5 プロポーザル関係書類の配布方法

内子町のホームページ (<https://www.town.uchiko.ehime.jp/>) のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「総務課」の画面を展開し、関係資料をダウンロードすること。

## 6 受託候補者の特定

企画提案の審査は、町が設置する審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価、判断し、受託候補者を特定する。

## 7 その他

- (1) 受託候補者の特定後、本町との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 提案等その他の関係書類作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については『「内子町共助型ライドシェア導入実証業務」事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領』による。